Ⅳ　令和８年度租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

１．評価方法

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。

２．評価対象

令和８年度においては、次の租税特別措置等に係る政策（本省分）のうち必要なものについて、財務省が行う税制改正要望等の状況に応じて、事後評価を実施します。政策評価法で評価の実施が義務付けられている税目（法人税、法人住民税及び法人事業税）については、改正要望が行われる場合には事前評価を実施するほか、事前評価を基本計画期間内に実施していないものに限り、当該期間内に少なくとも一度は事後評価を実施することとしています。

また、国税庁においても、次の租税特別措置等に係る事務（国税庁分）のうち必要なものについて、財務省における租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施に準じ、国税庁が行う税制改正要望等の状況等に応じて実施します。

租税特別措置等の名称等（本省分）	①創設年度 ②適用期限
1　協定銀行等に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第９条第２項	①平成16年度 ②令和11年３月31日
2　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第９条第３項	①平成16年度 ②令和18年３月31日
3　特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（所得税・法人税） （条項）租税特別措置法第37条の８、第66条	①平成18年度 ②なし
4　銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（法人税・法人住民税・法人事業税） （条項）租税特別措置法第66条の11の４等	①令和４年度 ②令和18年３月31日
租税特別措置等の名称等（国税庁分）	**①創設年度 ②適用期限**
該当なし	